

時事新報

ボビユラチー

東洋と西洋と自から其國情を殊にし其思想を異にするが故に彼の文字を我に譯して往々その意義の相當らざるもの少からず例へばヒューマンリズムと云へるを和流に於て封建制度と譯するの常あれども歐洲中古のヒューマンリズムと云ふものは我國徳川時代の封建制度に比するに其趣の甚だ相同じからざるものあり唯その外形の類似せるにより事の了解を易からしめんが爲め假に充符めたる迄の間にして學者の用心すべき所あれども猶ほ一朝咄嗟の譯語に因縁して永く抜く可らざるの誤謬に陥るゝとせしむるも其の誤解なきやを疑ふ者あり世間の通例にボビユラチーの語を譯して人望と記すれども彼の所謂ボビユラチーは果して我の所謂人望の字義に當る可きや、甚だ様からざるが如し今特に政治上に於て云はんに入望なるものを日本流に解釋すれば直ちに思想に存しほ例の恩賜並び行はれて其宜しきを制するより来るものも如し故に政事の局に當りて人望を博せんとする者は常に恩賜並行を第一の心懸として一方には富、四海を有つと雖も自ら事すと極めて薄く質素勤儉時に或は忍ぶ可らざるを忍んで民を視ると疾めるが如く恩賜親切に至る所なきに引替へ一方には兵馬の大權を擁して苟も政令に背く者は誅戮を以て之に従はんと迫り狂武恣虐當る可らざるの勢を示して刺さへ人間の階級を分ち上と云ひ下と云ひ位記算就も亦富からず一種尊嚴の趣は先づ人民の體を奪ふて記すゝと能はざらしむ徳川家康の如きは正しく其最たる者にして己れを節し民を憐の恩は慈母の愛兒に於けるが如く而して其威は從一位太政大臣征夷大將軍海軍兩院別當源氏長者徳川家康とあるに於て争ふ可らず即ち是れ人望の頂上に達したる所以にして由て以て人望の意義を解釋するに餘りあるものなれども英國のグラドストーン又はソールズベリーにボビユラチーが歸したりといふ其ボビユラチーは果して彼の人望と同様のものあるやと尋ねるに否決して然らず日本の人望は政事家が自ら主とありて輿望を招くゝと云へば猶ほ神佛の社廟を莊嚴にし廟廟を宜習して群衆を聚めしむるが如く西洋のボビユラチーは書家畫工の評判の如く芝湖の書風面白しとて持て芝湖の書流佳かりとて愛玩する其世人が主とありて芝湖の書評を取持ち以てボビユラチーを得せしむるの風あるが故に政事家の心懸も自ら日本流に異なり恩賜並行は思ひも寄らぬ所にして廣く天下の人心に投するものと勉め人の好む所に從て身を處するのみ之を強ひて卑近に喩ふれば力士俳優の如きものにして一片の愛嬌は第一に世間最負の縁とあり力場の小錦、梨園の菊五郎と稱せらるゝに至る者なり故に日本の人望を博せんとする者は恩賜の並び行はれざるを愛へ、西洋のボビユラチーを得んと欲する者は其愛嬌の乏しきを愛ふ、是によりて之を觀るにボビユラチーと人望とは文字に於て取て錯誤おしと雖も意義の決する所は相異なる甚だ遠きを知るべし

今や如何なる變遷を開し又其當局者は如何なる方針を取つゝあるや、時は代議政の時にして人は幕政の遺物あるか、抑も亦ボビユラチーの意義を誤解して西洋立憲代議國の人望を博する者も矢張り恩賜並行の手段に外ならずと信する者か、其邊に多少の混雜あるが如し試に之を事實に徴するに明治政府が直接に手を出して頼に民衆を獎勵保護し或は社會習俗の邊に迄も心を勞したるは夫の恩の意に出でたるが如く而して其位記を高くし法令を密にし一步進んで支那古流五爵の名を復活せしめ伯子男の稱を以て華族に列したる杯は恰も一介書生としての發達にては到底足らざる者ありと信じ威を重するの趣向を取たるが如し凡百の政務上飽まで人民に接するに積風あるも必竟ふれが爲めにして扱その結果は果して人望を博し得たるやと云ふに當局者も雖も今日恐らくは其答に躊躇するゝと云ふならん蓋し其然る所以のものは何ぞや精密に之を吟味すれば種々の原因もあるべしと雖も大要を詮じれば立憲代議政治國の人望とは愛嬌主義のボビユラチーに外ならざるの次第を會心せざるが故ならんのみ如何と云へば當局者の筆法は兎角横風にして横風とボビユラチーとは互に相背するものなればあり

昨日の貴族院議事

午前十時三十分 開議

議長(伊藤博文氏) 是より議事を開くべし先日来病氣に付長く引籠り未だ全快せざれども議會閉會の期も近きにより推して出席し昨日出席すべき等なりしが腦部の神経痛を起し遂に意を果す能はず今日少しく輕きを覺たれば出席の所あり音聲も亦充分ならず此段宜しく御諒察あらんとを乞ふ切今日議事を先ず報告二件あり第一去る三日今村和郎君の辭職を勸許す第二去る五日三浦安君贊成者三十二名を以て質問主意書と提出せしはより議事を開く内務省部(書記官順次款を朗讀す)

- 第七款一項より八項に至る
第八款一項より四項に至る
第九款一項より七項に至る
第十款一項より六項に至る
第十一款一項より七項に至る
第十二款一項より五項に至る
第十三款一項より五項に至る
第十四款一項より五項に至る
第十五款一項より五項に至る
第十六款一項より五項に至る
第十七款一項より五項に至る
第十八款一項より五項に至る
第十九款一項より五項に至る
第二十款一項より五項に至る
第二十一款一項より五項に至る
第二十二款一項より五項に至る
第二十三款一項より五項に至る
第二十四款一項より五項に至る
第二十五款一項より五項に至る
第二十六款一項より五項に至る
第二十七款一項より五項に至る
第二十八款一項より五項に至る
第二十九款一項より五項に至る
第三十款一項より五項に至る

田中芳男氏 高等警察に關して要するものあり
白根政府委員 高等警察に關して要するものあり
第八款一項より四項に至る(本案に決す)
第九款一項より七項に至る(本案に決す)
第十款一項より六項に至る(本案に決す)
第十一款一項より七項に至る(本案に決す)
第十二款一項より五項に至る(本案に決す)
第十三款一項より五項に至る(本案に決す)
第十四款一項より五項に至る(本案に決す)
第十五款一項より五項に至る(本案に決す)
第十六款一項より五項に至る(本案に決す)
第十七款一項より五項に至る(本案に決す)
第十八款一項より五項に至る(本案に決す)
第十九款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十一款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十二款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十三款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十四款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十五款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十六款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十七款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十八款一項より五項に至る(本案に決す)
第二十九款一項より五項に至る(本案に決す)
第三十款一項より五項に至る(本案に決す)